

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 規 則

○情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

（県政情報・文書課）

一

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（市町村課）

一

○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

（商工金融課）

二

## 訓 令 甲

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）

五

## 人事委員会

○人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

一〇

○人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

一一

○人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

一二

○人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則

一三

## 規 則

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

情報公開条例施行規則（平成十一年宮城県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「行政文書非開示決定通知書」を「（次号及び第五号の決定を除く。）行政文書非開示決定通知書」に改め、同項第四号中「行政文書の存否を明らかにしない決定通知書」を

「行政文書非開示決定通知書（存否応答拒否）」に改め、同項第五号中「行政文書非存在決定通知書」を「行政文書非開示決定通知書（非存在）」に改める。

第四条第一項中「ものは」を「者は」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「施行の」を「運用」に改める。

様式第四号中「行政文書非開示決定通知書」を「行政文書非開示決定通知書」に改め、「情報公開

条例第八号 号該当」を削る。

様式第五号中「行政文書の存否を明らかにしない決定通知書」を「行政文書非開示決定通知書（存

在否拒否）」に、「存否を明らかにしないこと」を「開示をしないこと」に改める。

様式第六号中「行政文書非存在決定通知書」を「行政文書非開示決定通知書（非存在）」と、「行政

文書の非存在の決定を」と「次のとおり行政文書の開示をしないことを決定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の情報公開条例施行規則の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、

当分の間、改正後の情報公開条例施行規則の規定によるものとみなす。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正

する規則

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正

する規則

第二条の表一の項中「ソ」を「レ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十三年宮城県条例第二百二十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(私的整理に関する準則)

第三条 条例第三条第九号の私的整理に関する準則として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(令和二年十月三十日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)
- 二 中小企業の事業再生等に関するガイドライン(令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。)
- 三 私的整理に関するガイドライン(平成十三年九月十九日に私的整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)
- 四 前三号に掲げる準則に準ずる準則であつて、知事が適当と認めるもの

(求償権の放棄等の申出)

第四条 協会は、条例第三条の規定による求償権の放棄等の申出を行う場合は、求償権放棄等申出書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 条例第三条各号に掲げる計画の写し
- 二 求償権の根拠となる契約書類の写し

三 その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の承認)

第五条 知事は、前条の規定による申出があつたときは、その内容を審査の上、求償権の放棄等が適当であると認めるときは、損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する承認書(様式第二号)を協会に通知するものとする。

(求償権の放棄等の実施の報告)

第六条 協会は、条例第三条の規定による求償権の放棄等を行った場合は、求償権放棄等実施報告書(様式第三号)により、その内容を知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 求償権の放棄等を行ったことを証する書類
- 二 その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止の報告)

第七条 協会は、第五条の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等をしないこととしたときは、求償権放棄等中止報告書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該承認を取り消さなければならない。

(議会への報告)

第八条 知事は、条例第四条の規定により、権利の放棄の承認日、金額及び理由を議会に報告するものとする。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、回収納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式第1号 (第4条関係)

## 求償権放棄等申出書

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県信用保証協会

会 長 氏 名 印

求償権の放棄（不等価譲渡）を行いたいので、損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年宮城県条例第128号）第3条の規定により申出を行います。

## 記

1 債務者の住所及び氏名  
（法人にあつては、その主たる事業所（事務所）の所在地、名称及び代表者の氏名）

2 代位弁済日及び代位弁済額

3 求償権放棄等の予定日

4 求償権放棄等の理由

5 現在の求償権残高

6 放棄後の求償権残高（不等価譲渡の対価）

7 放棄しようとする求償権の額

8 7のうち県の損失補償金相当額

## 様式第2号 (第5条関係)

## 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する承認書

第 号  
年 月 日

宮城県信用保証協会会長 殿

宮城県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号で申出のありましたこのことにつきましては、損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則（令和4年宮城県規則第87号）第5条の規定により、下記のとおり承認します。

## 記

1 債務者名

2 権利の放棄に係る県の損失補償金相当額

3 その他

様式第3号 (第6条関係)

求償権放棄等実施報告書

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県信用保証協会  
会 長 氏 名

年 月 日付け 第 号で承認された求償権の放棄（不等価譲渡）について、  
下記のとおり実施しましたので、損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条  
例施行規則（令和4年宮城県規則第87号）第6条の規定により報告します。

記

- 1 債務者の住所及び氏名  
(法人にあっては、その主たる事業所（事務所）の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 2 求償権放棄等の実施日
- 3 求償権放棄等の実施前の求償権残高
- 4 放棄後の求償権残高（不等価譲渡の対価）
- 5 放棄した求償権の額
- 6 5のうち県の損失補償金相当額

様式第4号 (第7条第1項関係)

求償権放棄等中止報告書

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県信用保証協会  
会 長 氏 名

年 月 日付け 第 号で承認された求償権の放棄（不等価譲渡）について、  
下記の理由により中止したので、損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条  
例施行規則（令和4年宮城県規則第87号）第7条第1項の規定により報告します。

記

- 1 債務者の住所及び氏名  
(法人にあっては、その主たる事業所（事務所）の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 2 当初予定していた求償権放棄等の日
- 3 当初予定していた求償権放棄等の額
- 4 中止理由

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十六号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
132,700	184,300	205,900	252,500	281,300
133,600	185,800	207,100	253,700	283,200
134,600	187,300	208,600	254,800	284,900
135,500	188,700	209,900	255,900	286,700
136,500	189,800	211,200	256,800	288,500
137,500	191,300	212,600	258,000	290,300
138,600	192,700	214,000	259,100	292,100
139,600	194,100	215,400	260,300	293,900
140,400	195,500	216,700	261,400	295,400
141,400	196,500	218,300	262,200	297,200
142,400	197,800	219,900	263,400	298,900
143,500	198,900	221,300	264,700	300,700
144,300	200,100	222,600	265,700	302,100
145,300	201,200	224,100	266,700	303,800
146,300	202,300	225,600	267,600	305,400
147,300	203,400	226,900	268,500	307,000
148,400	204,300	227,800	269,500	308,500
149,700	205,400	228,500	270,700	310,100
150,900	206,400	229,400	271,800	311,700
152,200	207,400	230,400	272,700	313,400
153,300	208,400	231,200	273,700	314,400
154,500	209,500	232,700	274,800	315,800
155,700	210,600	234,000	275,900	317,200
156,900	211,600	235,100	276,900	318,700
158,000	212,500	236,600	277,800	319,900
159,500	213,400	237,900	278,900	321,400
161,000	214,100	239,200	280,000	322,800
162,500	215,000	240,500	281,100	324,200
163,900	215,900	241,200	282,000	325,800
165,200	217,100	242,400	283,100	327,000
166,800	218,100	243,700	284,100	328,300
168,300	219,000	244,800	285,100	329,500
169,700	219,600	245,900	285,800	330,600
171,500	220,800	247,100	286,700	331,500
173,300	222,000	248,200	287,600	332,600
175,100	223,200	249,400	288,700	333,800
176,800	223,700	251,000	289,300	334,900
178,500	224,800	251,800	290,200	336,000
180,300	226,000	253,100	291,100	337,000
182,000	227,000	254,400	292,100	338,000
183,400	227,800	255,400	292,700	339,000
184,800	229,000	256,600	293,700	340,000
186,100	230,000	257,500	294,700	341,000
187,500	231,100	258,800	295,600	342,000

	189,000	232,200	259,600	296,300	342,900
	190,300	233,100	260,700	297,200	343,900
	191,700	234,200	261,900	298,100	344,900
	193,100	235,300	262,900	299,000	345,900
	194,500	236,300	264,200	299,700	346,800
	195,600	237,300	265,400	300,300	347,700
	196,700	238,300	266,600	301,000	348,700
	197,900	239,300	267,500	301,800	349,500
	199,000	240,400	268,400	302,400	350,300
	200,100	241,400	269,500	303,200	351,100
	201,000	242,300	270,700	303,900	351,900
	202,100	243,100	271,900	304,600	352,600
	203,200	244,000	272,700	305,300	353,300
	204,200	245,000	273,700	306,100	354,100
	205,200	246,000	274,800	306,900	354,900
	206,200	246,900	275,800	307,600	355,600
	207,300	247,700	276,800	308,200	356,300
	208,300	248,600	278,000	308,900	357,000
	209,200	249,600	278,800	309,600	357,700
	210,100	250,500	279,900	310,300	358,400
	210,800	251,300	280,700	310,800	359,000
	211,600	252,100	281,500	311,300	359,500
	212,300	252,900	282,300	311,900	360,000
	213,100	253,600	283,100	312,500	360,500
	213,500	254,300	283,700	313,100	360,900
	214,100	254,900	284,500	313,500	
	214,400	255,300	285,300	314,000	
	214,800	255,700	286,000	314,500	
	215,000	255,900	286,800	314,800	
	215,400	256,300	287,500	315,300	
	215,900	256,800	288,300	315,800	
	216,500	257,300	289,100	316,200	
	216,700	257,600	289,700	316,400	
	217,400	258,000	290,200	316,700	
	217,900	258,500	290,700	317,000	
	218,400	259,000	291,100	317,300	
	219,100	259,300	291,600	317,600	
	219,400	259,600	292,000	317,900	
	220,000	259,900	292,500	318,200	
	220,700	260,200	293,000	318,500	
	221,400	260,400	293,400	318,700	
	221,800	260,600	294,000	319,100	
	222,200	260,900	294,600	319,400	
	222,900	261,200	295,200	319,700	
	223,400	261,500	295,500	319,900	
	224,000	261,600	296,000	320,200	
	224,600	262,000	296,500	320,500	
	225,100	262,200	296,900	320,800	
	225,500	262,500	297,300	321,000	

226,000	263,000	297,800	321,300
226,500	263,300	298,300	321,600
227,000	263,600	298,800	321,800
227,300	263,800	299,100	322,000

を

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
136,600	188,000	209,200	255,000	282,000
137,500	189,400	210,400	256,200	283,900
138,500	190,800	211,900	257,200	285,500
139,400	192,000	213,100	258,300	287,300
140,400	192,900	214,400	259,200	288,900
141,400	194,400	215,800	260,200	290,400
142,500	195,800	217,200	261,300	292,100
143,500	197,200	218,600	262,200	293,900
144,300	198,600	219,900	263,100	295,400
145,300	199,600	221,500	263,800	297,200
146,300	200,900	223,100	264,700	298,900
147,400	201,900	224,500	265,600	300,700
148,200	203,100	225,700	266,600	302,100
149,200	204,200	227,200	267,600	303,800
150,300	205,300	228,700	268,500	305,400
151,300	206,400	230,000	269,400	307,000
152,400	207,300	230,800	270,100	308,500
153,800	208,400	231,500	271,300	310,100
155,000	209,400	232,400	272,400	311,700
156,300	210,400	233,400	273,300	313,400
157,400	211,300	234,000	274,100	314,400
158,600	212,400	235,500	275,000	315,800
159,800	213,500	236,800	276,000	317,200
161,000	214,400	237,800	277,000	318,700
162,100	215,300	239,100	277,800	319,900
163,600	216,200	240,300	278,900	321,400
165,100	216,900	241,600	280,000	322,800
166,600	217,800	242,900	281,100	324,200
168,000	218,700	243,600	282,000	325,800
169,300	219,900	244,800	283,100	327,000
170,900	220,900	246,000	284,100	328,300
172,400	221,700	247,100	285,100	329,500
173,700	222,300	248,200	285,800	330,600
175,400	223,300	249,300	286,700	331,500
177,100	224,400	250,400	287,600	332,600
178,800	225,500	251,400	288,700	333,800
180,500	226,000	252,800	289,300	334,900
181,900	227,100	253,400	290,200	336,000
183,600	228,200	254,400	291,100	337,000



185,100	229,200	255,400	292,100	338,000
186,400	230,000	256,400	292,700	339,000
187,800	231,000	257,600	293,700	340,000
189,100	232,000	258,500	294,700	341,000
190,500	232,900	259,800	295,600	342,000
192,000	233,800	260,300	296,300	342,900
193,300	234,700	261,400	297,200	343,900
194,700	235,500	262,600	298,100	344,900
196,100	236,300	263,600	299,000	345,900
197,500	237,300	264,600	299,700	346,800
198,600	238,100	265,600	300,300	347,700
199,700	239,100	266,700	301,000	348,700
200,900	240,100	267,600	301,800	349,500
202,000	241,100	268,400	302,400	350,300
203,100	242,100	269,500	303,200	351,100
204,000	242,700	270,700	303,900	351,900
205,100	243,500	271,900	304,600	352,600
206,200	244,200	272,700	305,300	353,300
207,100	245,200	273,700	306,100	354,100
208,100	246,100	274,800	306,900	354,900
209,100	247,000	275,800	307,600	355,600
210,200	247,800	276,800	308,200	356,300
211,100	248,600	278,000	308,900	357,000
212,000	249,600	278,800	309,600	357,700
212,900	250,500	279,900	310,300	358,400
213,500	251,300	280,700	310,800	359,000
214,300	252,100	281,500	311,300	359,500
215,000	252,900	282,300	311,900	360,000
215,700	253,600	283,100	312,500	360,500
216,100	254,300	283,700	313,100	360,900
216,500	254,900	284,500	313,500	
216,800	255,300	285,300	314,000	
217,100	255,700	286,000	314,500	
217,300	255,900	286,800	314,800	
217,700	256,300	287,500	315,300	
218,200	256,800	288,300	315,800	
218,800	257,300	289,100	316,200	
219,000	257,600	289,700	316,400	
219,500	258,000	290,200	316,700	
219,900	258,500	290,700	317,000	
220,300	259,000	291,100	317,300	
220,800	259,300	291,600	317,600	
221,100	259,600	292,000	317,900	
221,400	259,900	292,500	318,200	
221,800	260,200	293,000	318,500	
222,300	260,400	293,400	318,700	
222,700	260,600	294,000	319,100	
223,100	260,900	294,600	319,400	
223,800	261,200	295,200	319,700	

57	別表第四中		224,100	261,500	295,500	319,900	
57			224,700	261,600	296,000	320,200	
57			225,200	262,000	296,500	320,500	
57			225,700	262,200	296,900	320,800	
57		57		225,900	262,500	297,300	321,000
58		57		226,200	263,000	297,800	321,300
58		57		226,700	263,300	298,300	321,600
58		57		227,100	263,600	298,800	321,800
58		58		227,400	263,800	299,100	322,000
58		58					
59		58					
59		58					
59		59					
59		59					
59		59					
42		60					
43	60						
44	61						
45	を						
45	56						
46							

に改める。

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年十二月二十一日

### 人事委員会

4 新規程の規定を適用する場合には、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与の内払）

ける号俸については、なお従前の例によることができる。

3 この訓令の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定を準用して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることとすることができる。

2 令和四年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号俸が改正前の単純労務職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号俸とするものとする。

1 この訓令は、令和四年十二月二十一日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

（経過措置）

（施行期日等）

附則

54	に、		46
54			47
55			47
55			48
55			48
56			49
56			50
56		を	
57			41
57			42
58			42
58			43
59			43
59			44
59			44
59			45
60		46	
60		47	
60		48	
60		48	
60		49	
60		50	
53	を		
54			

に改める。

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―十五―四十四

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百五十」

に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の百」に、「百分の百十」を「百分の百二十」に改

める。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の

一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」

に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の九十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則七―十五の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布す  
る。

令和四年十二月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十三―七十二

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委

員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

51	「	48	別表第七二の表中	49	52	34	別表第七八の表中	36	26	34	別表第七イの表中
51	41	49	「	50	52	34	34	36	26	35	「
52	42	50	42	50	53	35	34	37	27	35	26
52	42	51	42	51	53	35	35	37	27	36	26
53	42	52	43	51	53	35	35	38	27	36	27
53	43	53	43	52	54	36	34	38	28	37	26
54	43	53	43	52	54	36	34	39	28	37	26
54	43	54	43	53	54	36	35	39	28	38	27
55	44	54	43	53	55	37	35	40	29	38	27
55	44	55	44	54	55	38	36	40	29	39	28
56	44	55	44	54	55	39	36	41	30	39	28
56	45	56	45	55	56	「	36	「	30	40	28
56	45	56	45	55	「	に、	37	「	30	40	29
57	45	56	45	55	「	を	37	「	31	40	29
58	46	57	45	「	を	「	37	「	31	41	30
59	46	57	45	「	を	「	38	「	32	41	30
「	47	58	46	「	に改める。	「	38	「	32	42	31
「	47	58	46	「	に改める。	「	39	「	32	42	31
「	47	58	46	「	に改める。	「	39	「	33	42	31
「	48	59	47	「	に改める。	「	40	「	33	43	32
「	48	59	47	「	に改める。	「	40	「	34	43	32
「	48	59	47	「	に改める。	「	50	「	34	「	32
「	49	60	47	「	に改める。	「	50	「	34	「	33
「	49	「	48	「	に改める。	「	50	「	35	25	33
「	50	を	48	「	に改める。	「	51	「	35	26	33
「	50	を	48	「	に改める。	「	51	「	35	26	34

別表第七ホの表中

五年四月一日から施行する。

26  
27  
27  
28  
28  
29  
29  
30  
30  
31  
31  
31  
32  
を  
25  
26

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の規則七―三十三（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。（経過措置）

26  
27  
27  
28  
28  
29  
29  
30  
30  
31  
31  
31  
32  
を  
25  
26

3 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の規則七―三十三（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員は、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

48  
を  
41  
42  
42  
43  
43  
44  
45  
46  
47  
に  
42  
43  
44  
45  
46  
46  
47  
25

4 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

25  
25  
26  
26  
27  
26  
27  
27  
28  
を  
21  
22  
22  
22  
23  
23  
23  
24  
24  
24  
25

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年十二月二十一日

25  
26  
26  
27  
27  
28  
を  
21  
22  
22  
23  
23  
23  
24  
24  
24  
25

宮城県人事委員会  
委員長 西 條 力

25  
26  
26  
27  
27  
28  
を  
21  
22  
22  
23  
23  
23  
24  
24  
24  
25

〇人事委員会規則七―四十一―二十九  
人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

25  
26  
26  
27  
27  
28  
を  
21  
22  
22  
23  
23  
23  
24  
24  
24  
25

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表第七トの表中  
38  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

別表第七の二中  
4以上  
3  
2  
1  
を  
2以上  
1  
0

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

38  
39  
39  
40  
40  
41  
41  
42  
42  
43  
43  
に改める。  
42  
42  
42  
43  
43  
43  
44  
を  
37  
38

別表を次のように改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十七条及び別表第七の二の改正規定は、令和（施行期日等）に改める。

附則

別表（第六条関係）

期間の区分	職員の区分		2項職員 円
	1種 円	1項職員 2種 円	
1年未満	414,800	368,800	308,600
1年以上 2年未満	414,800	368,800	308,600
2年以上 3年未満	414,800	368,800	308,600
3年以上 4年未満	414,800	368,800	308,600
4年以上 5年未満	414,800	368,800	308,600
5年以上 6年未満	414,800	368,800	308,600
6年以上 7年未満	414,800	368,800	308,600
7年以上 8年未満	414,800	368,800	308,600
8年以上 9年未満	414,800	368,800	308,600
9年以上 10年未満	414,800	368,800	308,600
10年以上 11年未満	414,800	368,800	308,600
11年以上 12年未満	414,800	368,800	308,600
12年以上 13年未満	414,800	368,800	308,600
13年以上 14年未満	414,800	368,800	308,600
14年以上 15年未満	414,800	368,800	308,600
15年以上 16年未満	414,800	368,800	308,600
16年以上 17年未満	410,400	364,800	305,300
17年以上 18年未満	406,000	360,800	302,000
18年以上 19年未満	401,600	356,800	298,700
19年以上 20年未満	397,200	352,800	295,400
20年以上 21年未満	392,800	348,800	292,100
21年以上 22年未満	373,400	331,900	278,300
22年以上 23年未満	353,600	314,700	264,300
23年以上 24年未満	334,300	298,000	250,800
24年以上 25年未満	314,900	281,100	236,900
25年以上 26年未満	295,400	264,200	223,200
26年以上 27年未満	272,700	243,400	205,600
27年以上 28年未満	250,500	223,000	188,500
28年以上 29年未満	228,100	202,600	171,200
29年以上 30年未満	205,300	181,800	153,600
30年以上 31年未満	180,500	159,900	135,600
31年以上 32年未満	155,600	138,000	117,300
32年以上 33年未満	131,000	116,300	99,400
33年以上 34年未満	92,900	84,400	73,400
34年以上 35年未満	57,600	54,600	49,100

備考  
 1 この表において期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。  
 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。  
 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―百四十一―四

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づき、人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第六イの表中 「26 26 27 27 28 28 29 29 30 30 31 31 32 32 33 33 34」

34 35 35 36 36 37 37 38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43 43 を 「25 26」

26 26 27 27 28 28 29 29 30 30 31 31 32 32 33 33 34 34 35 35

36 36 37 37 38 38 39 39 40 40 41 に改める。

別表第六ニの表中 「42 42 43 43 44 44 45 45 45 45」 を 「41 42 42 42 43」

43 43 44 44 44 44 に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

38	別表第六トの表中	48	26	別表第六ホの表中
39		を	27	
39		を	27	
40		41	28	
40		42	28	
41	38	42	29	26
41	39	43	29	27
42	40	43	30	28
42	41	44	30	29
43	41	44	31	29
43	41	45	31	29
	42	46	に	30
	42	47	に	30
	42	に	42	30
	43	改める。	43	31
	43		44	31
	43		45	31
	44		45	32
	を		46	を
			46	
	37		47	25
	38		47	26